

公調委平成21年(セ)第5号

横浜市におけるマンション受水槽撤去工事騒音被害等責任裁定申請事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

本件申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人らは、申請人に対し、連帯して、25万円を支払え。

2 被申請人ら

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人Aが請け負い、同Bが下請負して施工した、申請人宅の隣地に所在するマンションにある給水設備及び排水設備の変更工事における作業に伴って発生した騒音、振動及び粉じんにより、受忍限度を超える頭痛、耳鳴り、吐き気、左腕のけいれんの症状等による精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、民法719条1項前段、709条に基づき、連帯して25万円の賠償を求める責任裁定の事案である。

第3 争いのない事実及び証拠によって容易に認定することができる事実（以下

「争いのない事実等」という。なお、証拠を付さない事実は、当事者間に争いがない。）

## 1 当事者

申請人は、平成20年4月から、肩書地に所在する住居（以下「申請人宅」という。）に居住し、申請人宅を営業所として化粧品等の販売代理店業を営む者である（甲1）。

被申請人Aは、マンション管理事業・建物設備メンテナンス事業等を目的として平成7年10月に設立された株式会社であり、申請人宅の南隣に所在するマンション「△△△△△△△」（以下「本件マンション」という。）の管理組合から委託を受けて、本件マンションの管理を行っていた。

被申請人Bは、給排水設備工事等を請け負う株式会社である（審問の全趣旨）。

## 2 申請人宅及びその付近の概要

申請人宅は、概ね、別紙図面「申請人宅があるアパート」記載の位置にあるアパートの1階にあり、南側2か所に本件マンションの敷地に面する窓があって、それぞれにシャッター設備がある。そして、本件マンションの敷地の北西角の申請人宅があるアパートの敷地との境界付近の、概ね、同図面「受水槽」記載の位置に、コンクリート製の基礎の上に受水槽（以下「本件受水槽」という。）があり、同図面の赤斜線部分の、本件受水槽の端から東側道路までの本件マンションの建物と申請人宅があるアパートとの境界に挟まれた、東西に長さ約50m、南北に長さ約4mの場所などにコンクリート路盤の土間（以下「本件土間コンクリート」という。）がある（乙イ10、乙ロ10）。

申請人宅は、本件土間コンクリートの最も近接する場所から約2.5mの距離にある。

## 3 本件工事の概要

被申請人Aは、本件マンションの管理組合から、本件マンションの給水設備及び排水設備の変更工事（以下、「本件工事」という。）の施工を請け負い、本件工事の施工について、被申請人Bに対して下請負させた（参考人C）。被

申請人Bは、平成21年5月11日から同年6月25日までの間、本件工事を施工した（乙イ6，乙ロ6）。

被申請人Bは、本件工事の施工において、本件受水槽，本件受水槽の鉄筋コンクリート製の基礎及び本件土間コンクリートの各解体，本件土間コンクリートの復旧等の作業を行い，本件マンションの給水設備及び排水設備の切替えを行った（審問の全趣旨）。

被申請人Aの従業員であるC（以下「C」という。）は、本件工事における監理業務を行った（参考人C）。被申請人Bの従業員であるD（以下「D」という。）は、本件工事の現場における担当者であり，本件工事における作業を行った（参考人D）。

#### 第4 争点及びこれについての当事者の主張

- 1 本件工事により発生した騒音，振動及び粉じんによる被害が違法な権利侵害ないし利益侵害になるか（争点1）

##### (1) 申請人の主張

被申請人らは、平成21年5月20日から同年6月25日までの各日午前8時30分から午後5時までの不特定時間帯，本件工事における作業に伴う騒音（以下「本件騒音」という。），振動（以下「本件振動」という。）及び粉じん（以下，「本件粉じん」といい，本件騒音及び本件振動と併せて「本件騒音等」という。）を発生させた。被申請人らは，特に，同年5月20日ころから同月29日ころにかけて，ジャイアントブレーカー2台を使ってコンクリートの破壊のほか掘り起こし作業を行った際に，大きな騒音，振動及び粉じんを発生させた。

そして，以下の事情を総合的に考慮すると，被申請人らが発生させた本件騒音等は，受忍限度を著しく超えるものであり，違法である。

ア 申請人は，平成21年5月26日，横浜市環境創造局規制指導課の職員（以下，単に「横浜市職員」という。）に対して電話で本件騒音等の被害

を訴えた際、本件騒音が横浜市職員に電話越しに聞こえる状態であり、十分に会話ができなかった。また、横浜市職員は、その際、申請人に対し、立场上、申請人に有利な発言をすることはできないと言いつつも、「うるさいことはうるさい」ことのほか、申請人が本件騒音等により苦痛を受けたことを認めた。

なお、横浜市職員は、同月28日、本件工場の現場を訪れて、被申請人Bに対して本件騒音等を発生させないように指導したほか、同年6月23日、本件工場の現場において本件騒音の測定を行ったが、本件騒音がピークではなかったため、平静時に40dBから45dB、交通量があるときに55dBとの測定結果を得た。

この点、被申請人らは、本件騒音等について、近隣住民から苦情を受けていないと主張し、これを示すものとして「近隣証言」と題する書面（乙イ3、乙ロ3）を提出する。しかし、被申請人らは、近隣住民に対する聞き取りにおいて、申請人を特定したことにより、申請人に本件騒音等とは別の二次的な被害を与えたほか、本件騒音等の問題と趣旨が異なる聞き方をしたことにより、その回答の中には、本件とは真意を異にするものがある。

イ 申請人は、平成20年4月、静かな住宅地にある申請人宅に移り住んでから、平穏な生活をしてきたところ、突然、本件騒音等に悩まされ、頭痛、耳鳴り、吐き気、左腕のけいれんの症状が発生し、睡眠が妨害され、精神的に不安定、ノイローゼ状態に陥り、仕事はもとより、何事にも手をつけることができずに、ただ我慢させられる日々を過ごし、健康と生活を阻害された。また、申請人には、本件騒音等により、本件工場で作業を行っていた時間以外にも、頭痛、吐き気、けいれん、耳鳴りなどがあった。

さらに、申請人は、プライバシーを守るために、通常、申請人宅の窓のシャッターを閉めているものの、本件騒音等のために、掛け布団を干した

り、換気のために、窓のシャッターを開けることが出来なくなり、申請人宅内に日照が入らない被害を受けた。

加えて、申請人は、本件騒音による睡眠不足、頭痛及び吐き気により、化粧品等の販売代理店の業務において、月末業務や電話での会話を十分に行うことができなかつた。また、申請人は、本件騒音等により、化粧品等の販売代理店の業務におけるセミナーの企画、プログラム及びホームページ作成等において思考することが不可能な日々が続き、心身に大きな負担を感じた。

ウ 被申請人らは、申請人宅が本件工事の現場と3 mに満たない距離しか離れていないにもかかわらず、十分な防音設備や粉じん阻止の設備を設置せず、一方的に作業を進めた。

エ 本件工事は、公共性をもたない民間企業の利益のための工事であり、申請人は、たまたま近隣に住み、仕事をしていただけで、逃げる術もなかつた。

オ また、被申請人らは、以下のように、申請人に対し、申請人の感情を逆なでする、誠意を欠く対応をした。

(ア) 被申請人らは、平成21年5月19日、本件工事について、工期を同月20日から同年6月13日、作業を行う時間を午前8時30分から午後5時と記載したA4用紙1枚の案内文書を申請人宅に投函した。しかしながら、被申請人らは、同年5月25日、上記案内文書に記載した作業終了時刻を過ぎても作業を終えず、申請人が被申請人Bに対し至急作業を停止するように求めても、本件工事に関する詳細な説明をしなかつた。また、被申請人らは、同月28日、申請人の被害の訴えにより本件工事の現場を来訪した横浜市職員が、本件騒音等の発生について指導したにもかかわらず、本件騒音等を発生させ続けた。

(イ) 申請人は、平成21年5月29日及び同年6月5日、Dに対し、被申

請人Bでの慰謝料の支払を検討するように依頼したが、Dは、同月9日になっても回答をしなかった。

また、申請人は、同日及び同月10日、被申請人Aに対し、慰謝料の支払を請求したが、被申請人Aは、これを拒否し、申請人が提示した解決策を反故にした。さらに、Cは、申請人に対し、「うるさい環境はわかっており、個人的には理解できるが、会社の一翼を担っているため、公的機関から支払の命令があれば支払う用意はある」という趣旨の誠意のない発言をした。加えて、被申請人Aは、同月15日、申請人に対し、申請人の要請に対する回答を同月18日にする旨の約束をしたにもかかわらず、同日になって、被申請人Aの社長が出張から戻るのが遅れているために回答できないとして、被害者である申請人の感情を無視する、誠意を欠く対応をした。

- (ウ) 被申請人らは、前記(ア)の案内文書に記載された平成21年5月20日から同年6月13日までの工期を過ぎて、同月25日まで本件工事を継続した。このうち、同月20日には、午後5時を過ぎても、片付け等の音がうるさかった。また、Bは、同月23日、午後5時を過ぎて作業を継続している旨の申請人からの連絡について対応せず、午後5時52分になっても作業をしていた。

さらに、被申請人らは、上記案内文書に記載された工期よりも10日以上遅い同月25日まで、道路使用許可を取っていた。加えて、被申請人らは、同日、本件マンションには本件工事が完了した旨の報告文書を掲示したにもかかわらず、申請人に対しては、工期延長の報告はおろか、本件工事が完了した旨の報告をしなかった。

この点、被申請人らは、上記案内文書のほかに、本件工事の工期を同年5月11日から同年6月20日までとする案内文書を投函したと主張するが、そのような事実はなく、Dは、申請人に対し、2種類の案内文

書がある旨の説明をしたことはない。

(2) 被申請人らの認否・反論

被申請人らは、平成21年5月11日から同年6月25日までの間、本件工事を施工し、また同年5月19日から同月29日までの各日午前8時30分から午後5時ころにかけて本件受水槽基礎等のコンクリートを解体する作業を行ったが、以下のとおり、受忍限度を超えるような騒音、振動及び粉じんを発生させたことはない。

ア 申請人は、横浜市職員が、本件騒音について、相当うるさいことを認めたと主張するが、横浜市職員が認めた内容、その根拠等を示すものはなく、かかる主張に理由はない。

申請人は、横浜市職員による平成21年6月23日における本件工事の現場での騒音測定の結果として、平静時に40dBから45dB、交通量があるときに55dBとの測定結果を得た旨の主張をするが、作業中における測定結果の主張はない。

本件マンションの近隣住民は、本件騒音等について、申請人を除いて苦情を述べておらず、本件工事後における被申請人らによる聞き取り調査に対し、建物を建てたり修繕をする時に音が出るのは当たり前で、自分が工事するときにも同じような迷惑をかけるのだから仕方がないという態度で回答した（乙イ3、乙ロ3）。

イ 申請人は、本件騒音等のために、窓のシャッターを開けることができなくなり、申請人宅内に日照が入らない被害を受けたと主張するが、申請人は、本件工事の作業を行っていた間だけでなく、作業を行っていないときにも、シャッターを閉めており、本件騒音等により、シャッターが開けられなくなったものではない。

ウ 被申請人らは、本件工事に先立ち、本件受水槽の周囲に防じんシートを張り巡らし、また水を散布して粉じんの飛散を防止する措置をとったほか、

鉄筋コンクリート製の基礎の解体時には、本件受水槽の周囲に防音シートを張って、騒音について措置をとった。

エ 申請人は、本件工事は、公共性をもたない民間企業の利益のための工事であると主張するが、被申請人らは、本件受水槽が不同沈下を起こし、給水設備としての能力に限界が生じ、また横浜市の給水設備の直結工事推進の方針に沿う意味もあって、本件マンション管理組合の組合員の総意として、給水設備直結工事として行ったほか、通路の改修工事においても、路盤が沈下し、全ての排水管が排水升から脱落していたために、それらを復旧する工事を行ったものであり、申請人の主張に理由はない。

オ 被申請人らは、申請人に対し、本件騒音等について、申請人にとって満足のいく回答を提示することはできなかったが、出来る限り迅速に対応してきた。

(ア) 被申請人らは、本件工事に着手する前の平成21年5月7日、申請人を含む近隣住民に対し、本件工事の案内文書（乙イ7、乙ロ7）を配布して、同月11日から同年6月20日ころまでの間、本件工事のため、本件騒音等が発生する旨を通知し、また同年5月19日ころ、申請人を含む近隣住民に対し、本件工事の案内文書（甲3、乙イ8、乙ロ8）を配布して、同月20日から同年6月13日ころまでの間、本件工事のため、本件騒音等が発生することを通知した。

また、被申請人らは、午後5時を過ぎても本件工事の作業を行っていたときにおいて、申請人から作業の停止を求められたことがあったが、そのときは、作業を即時停止した。もっとも、被申請人らは、申請人から、工事に関する詳細な説明を求められたことはないため、申請人に対し、本件工事に関する詳細な説明をしたことはない。

(イ) 申請人は、Cが申請人に対し「公的機関から支払の命令があれば支払う用意はある。」という趣旨の誠意のない発言をしたと主張するが、司



法を始めとする関係機関から支払命令が下れば、これに従うのは当然であり、誠意のない発言ではない。

また、申請人は、被申請人Aが申請人の要請に対する返答の期限を約束したにもかかわらず、その期限に返答しなかったとして、誠意を欠く対応をした旨の主張をするが、被申請人Aには、期限に返答しなかったことについて正当な理由があったのであり、誠意を欠くものではない。

(ウ) 申請人は、被申請人らが本件工事の案内文書に記載された工期よりも後の平成21年6月25日まで道路使用許可を取っていた旨の主張をするが、道路使用については、不測の事態に備えて、工期よりも長めの期間の許可を得るのが一般的であり、不当ではない。

## 2 損害の有無及び損害額（争点2）

### (1) 申請人の主張

申請人は、本件騒音等により、頭痛、耳鳴り、吐き気、左腕のけいれんの症状が発生したとの健康被害を受けたほか、睡眠不足、精神的不安定、ノイローゼ状態に陥り、健康と生活を阻害された。また、申請人には、本件騒音等により、本件工事で作業を行っていた時間以外にも、頭痛、吐き気、けいれん、耳鳴りなどの症状があった。

また、申請人は、本件騒音等のために、窓のシャッターを開けることができなくなり、申請人宅内に日照が入らない被害を受けた。

さらに、申請人は、本件騒音等による睡眠不足、頭痛及び吐き気のために、化粧品等の販売代理店の業務において、月末業務、セミナーの企画、プログラム及びホームページの各作成を行うことができなかったほか、電話での会話に支障を来した。

申請人は、これらの健康被害、日照被害及び業務妨害により精神的苦痛を受けたのであり、これを慰謝するには25万円が相当である。

### (2) 被申請人らの認否

申請人の主張を争う。

## 第5 当裁定委員会の判断

### 1 争点1 (本件騒音等による被害が違法な権利侵害ないし利益侵害になるか) について

- (1) 社会生活を営む上では、ある程度の騒音、振動及び粉じんが発生する場合があつて、すべてが第三者に対する関係で違法となるものではなく、互いに受忍すべき場合があり、騒音、振動及び粉じんによる被害が、一般社会生活上、受忍すべき程度を超える場合にのみ、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になると判断すべきである。

そして、コンクリートの解体作業等を伴う工事により発生した騒音、振動及び粉じんによる被害が、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、工事を行った場所の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである（最高裁平成元年（オ）第1682号同6年3月24日第1小法廷判決・裁判集民事172号99頁参照）。

そこで、以下、本件における上記各事情について検討する。

- (2) 前記争いのない事実等、証拠、事実調査の結果及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

ア 申請人宅及び本件マンションは、住宅、マンション等が多くある住宅地の中にある（乙イ2，乙ロ2，審問の全趣旨）。

申請人宅は、1LDKの間取りで、申請人が居室、寝室及び業務に使うLDK及び洋間には、それぞれ、本件土間コンクリートに面するシャッター設備付きの窓が1か所ある（前記争いのない事実等2，甲4，乙イ1，

乙ロ1, 審問の全趣旨)。

申請人は, 本件工事の施工期間中において, 買物で1日に30分程度外出する以外には, 申請人宅に在宅していた(申請人本人)。

申請人は, 換気や掛け布団を干すときを除いて, 通常, 本件土間コンクリートに面する窓のシャッターを下ろしていた(乙イ1, 乙ロ1, 参考人D, 参考人C, 申請人本人)。

イ Dは, 平成21年5月7日, 本件工事の着工に先立ち, 本件マンションの近隣住民に対し, 「5月11日~6月20日頃まで午前8:30~午後5:00の間, △△△△△△△給水及び排水設備改修工事のため又受水槽撤去のため, 音及びホコリが出る作業を行います。近隣の皆様にご迷惑をお掛け致しますが, 何卒ご理解とご協力をお願い致します。」を内容とする, 本件工事の案内文書を配布した(乙イ4ないし7, 14, 乙ロ4ないし7, 14)。

ウ 被申請人Bは, 本件工事において, 以下のとおりの作業を行い, いずれの作業日においても, 午後零時から1時間程度は昼休みであり, 午前10時ころ及び午後3時ころにそれぞれ15分から20分程度の休憩を取った(参考人D)。

(ア) 平成21年5月11日から同月18日まで

被申請人Bは, 給水仮設配管設置作業及び仮設給水切替作業を行った(甲5, 乙イ6, 乙ロ6)。

(イ) 平成21年5月19日

被申請人Bは, 午前8時30分から午後5時までの間, 本件受水槽の周りに粉じんが飛散するのを防止するためのシートを張って, 給水配管新設作業として, 電動工具を使用して, FRP製の本件受水槽を解体する作業を行った(甲5, 乙イ6, 9, 乙ロ6, 9, 参考人D)。

Dは, 同日ころ, 申請人を含む本件マンションの近隣住民に対し,

「5月20日～6月13日頃まで午前8：30～午後5：00の間、△△△△△△給水及び排水設備改修工事のため又受水槽撤去のため、音・振動及びホコリが出る作業を行います。近隣の皆様にご迷惑をお掛け致しますが、安全に配慮して作業いたしますので、何卒ご理解とご協力をお願い致します。」を内容とする、本件工事の案内文書を配布した（甲3，乙イ6，8，14，乙ロ6，8，14，事実調査の結果）。

(ウ) 平成21年5月20日

被申請人Bは、午前8時30分から午後5時15分までの間、前日と同様に本件受水槽を解体する作業を行った（甲5，乙イ6，9，10，乙ロ6，9，10，参考人D）。

(エ) 平成21年5月21日から同月23日まで

被申請人Bは、同月21日午前8時30分から午後5時までの間、前記(イ)，同(ウ)のとおりの本件受水槽の解体作業により生じた破片を搬出し、同日から同月23日までの間、仮自転車置場の設置工事を行った（乙イ6，9，乙ロ6，9）。

(オ) 平成21年5月25日

被申請人Bは、午前8時30分から午後5時までの間、本件受水槽の周りに防音シートを張り、また、粉じんが飛散するのを防ぐために散水しながら、ジャイアントブレーカーを使用して、本件受水槽基礎の鉄筋コンクリートを解体する作業を行った（甲5，乙イ6，9ないし11，13，14，乙ロ6，9ないし11，13，14，参考人D，参考人C，事実調査の結果）。その際、本件受水槽基礎の鉄筋コンクリートは、堅固であり、比較的大きなコンクリート破壊音が発生した（参考人D，事実調査の結果）。

(カ) 平成21年5月26日

被申請人Bは、午前8時30分から午後5時までの間、ジャイアント

ブレーカー1台、ミニショベル1台及びハンドブレーカーを使用して、本件土間コンクリートを解体する作業を行った（甲4，5，乙イ6，9ないし14，乙ロ6，9ないし14，事実調査の結果）。本件土間コンクリートを解体する作業により発生したコンクリート破壊音は、本件土間コンクリートが老朽化していたことから、本件受水槽基礎の鉄筋コンクリートを解体する作業により発生した破壊音よりも、大きくはなかった（参考人D）。

(キ) 平成21年5月27日

被申請人Bは、午前8時30分から午後5時までの間、前日と同様に、本件土間コンクリートを解体する作業を行った（甲4，5，乙イ6，9ないし13，乙ロ6，9ないし13，事実調査の結果）。

申請人は、横浜市職員に架電し、本件騒音等について、苦情を申し立てた（事実調査の結果）。

(ク) 平成21年5月28日

被申請人Bは、午前8時30分から午後5時までの間、前日と同様に、本件土間コンクリートを解体する作業を行い、また給水設備の切替え工事を行った（甲4，5，乙イ6，9ないし13，乙ロ6，9ないし13，事実調査の結果）。

横浜市職員は、本件工事の現地調査を実施し、被申請人Bに対し、特定建設作業の実施について届出をせずにジャイアントブレーカーを使用していたことから、翌日の午前はその届出をすること、ジャイアントブレーカーでコンクリートを砕く時間を少なくしてミニショベルではがすなどの対策を行うように指示をした。これに対し、被申請人Bは、特定建設作業の届出を至急行う、本件土間コンクリートの解体は翌日に終了する予定である、申請人宅側に本件受水槽があり、また基礎が堅かったので余計にうるさかったと思う、今後はなるべくミニショベルではがす

などと回答した。(以上の事実につき、乙イ14、乙ロ14、事実調査の結果)

Dは、この後、本件土間コンクリートの解体作業において、大きな塊のままコンクリートを搬出することとして、小割作業の回数及び音のする時間を減らすように作業した(参考人D)。

(ケ) 平成21年5月29日

被申請人Bは、午前8時30分から午後5時までの間、前日と同様に、本件土間コンクリートを解体する作業を行い、その作業を終了したほか、保温などの雑工事を開始した(甲5、乙イ6、9ないし14、乙ロ6、9ないし14)。

被申請人Bは、横浜市長に対し、始末書を添えて特定建設作業の実施について届け出た(事実調査の結果)。

(コ) 平成21年5月30日から同年6月20日まで

被申請人Bは、同年5月30日及び同年6月1日、保温などの雑工事及び整地作業を、同月2日から同月10日までの間、給水工事として保温などの雑工事を行って、給水工事を終了し、また、同期間において、排水工事として排水管工事及び排水切替え工事を、同月11日から同月20日までの間、排水工事として本件土間コンクリートの復旧工事、コンクリート打ち工事等をそれぞれ行った(甲5、乙イ6、9、14、乙ロ6、9、14)。

(サ) 平成21年6月22日から同月25日まで

被申請人Bは、雑仕上げ工事を行い、本件工事を終了した(乙イ6、14、乙ロ6、14)。

横浜市職員は、同月23日、本件工事の現地調査を実施し、本件工事がほとんど完了していたことから、作業を行っていない状況における騒音測定を行い、平静時に40dB、自動車通過時に55dBの測定結果

を得た（事実調査の結果）。

エ 本件工事における本件受水槽基礎の鉄筋コンクリート及び本件土間コンクリートを解体する作業において、絶え間なく本件騒音等が発生していたものではなく、断続的に発生していた（参考人D、申請人本人）。

申請人は、本件騒音により、申請人宅において、電話で円滑に会話をすることができず、テレビのボリュームを普段の設定よりも大きくしなければならなかった。また、本件振動により、申請人宅において、テレビ及び電灯の傘が揺れた。さらに、申請人宅に止めてあったスクーターのシートに本件粉じんが付着した。（以上の事実につき、申請人本人）

(3) 以上の認定事実を基に、以下、本件騒音等による被害が違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかを判断するに当たり考察すべき各事情について検討する。

ア 侵害行為の態様及び侵害の程度について

(ア) 前記(2)ウ(ア)ないし(サ)のとおりの本件工事における各作業のうち、騒音、振動及び粉じんが発生しやすいコンクリートの解体を伴う作業は、同(オ)のとおり①本件受水槽基礎の解体作業及び同(カ)ないし(ケ)のとおり②本件土間コンクリートの解体作業である。このうち、①本件受水槽基礎の解体作業は、同(オ)のとおり、堅固な鉄筋コンクリート製の本件受水槽基礎をジャイアントブレイカーで解体する作業であるから、その作業の際には、かなりのコンクリートの破壊音、振動及びコンクリート粉じんが発生し、これらは本件工事における各作業の中で最大であったと認められる。また、②本件土間コンクリートの解体作業は、同(カ)ないし(ケ)のとおり、老朽化していたとはいえ、本件土間コンクリートをジャイアントブレイカー及びハンドブレイカーで解体する作業であるから、その作業の際には、上記①の作業に次いで、相当程度のコンクリートの破壊音、振動及びコンクリート粉じんが発生していたものと認められる。

申請人も、本件工事において、上記①及び②の各作業においてコンクリートを解体する時に、最も騒音を感じた旨の供述をする。

この点、上記①及び②の各作業におけるコンクリートの解体に伴って発生する騒音の程度について、申請人は、被申請人らが本件工事においてジャイアントブレイカーを2台使用していたとか、横浜市職員が、申請人に対し、「うるさいことはうるさい」こと等を認めた旨の主張をするほか、申請人作成に係る陳述書（甲6）には、上記①及び②の各作業と作業内容及び使用工具について類似する作業において、作業場所から5m離れた場所で89dBから91dBの騒音が測定された旨の記載がある。

しかしながら、本件証拠を精査しても、本件工事においてジャイアントブレイカーが2台使用されたことを的確に示す証拠はなく、また、横浜市職員による上記内容の言動によっても、具体的に本件騒音の程度を推認するには足りない。さらに、申請人作成に係る陳述書に記載がある作業は、同陳述書の他の記載からしても、路盤コンクリートの状態、騒音測定の方法等の具体的状況が明らかではなく、本件騒音の程度を推認するには到底足りない。

なお、被申請人Bは、上記①及び②の各作業において、ジャイアントブレイカーを使用する作業を行ったのであるから、特定建設作業として、本件工事の開始の日の7日前までに、横浜市長に対し、同作業の実施を届け出なければならないところ（騒音規制法14条1項、2条3項、3条1項、騒音規制法施行令2条別表第2第3号、振動規制法14条1項、2条3項、3条1項、振動規制法施行令2条別表第2第4号）、前記(2)ウ(ク)、同(ケ)のとおり、横浜市職員による指示を受けて、作業開始後の平成21年5月29日に届け出たことが認められる。これは、法令に違反して、本件騒音及び本件振動への監督を免れようとするものであつ



て、甚だ遺憾であるが、被申請人Bは、作業開始後であるものの、始末書を添えて特定建設作業の実施を届け出たほか、本件騒音等について、その他の法令に違反する事情は見当たらない。そうすると、上記届出遅滞の事実は、本件騒音等による被害が違法な権利侵害ないし利益侵害となるかどうかの判断において、総合的に考察すべき事情に当たるとしても、直ちに違法性を基礎付けるというものではない。

- (イ) 次に、③本件受水槽の解体作業は、前記(2)ウ(イ)ないし(エ)のとおり、コンクリートを解体する作業ではないものの、FRP製の本件受水槽を電動工具で解体する作業であって、その作業の際には、それほど大きくはないものの、一定程度の騒音、振動及び粉じんが発生したと推認される。
- (ウ) 他方、本件工事における①本件受水槽基礎の解体、②本件土間コンクリートの解体及び③本件受水槽の解体の各作業以外の作業は、前記(2)ウ(ア)、同(コ)、同(サ)のとおり、平成21年5月11日から同月18日までの間に行われた給水仮設配管設置及び仮設給水切替え作業、同月30日から同年6月20日までの間に行われた保温などの雑工事、整地作業、排水管工事、排水切替え工事、本件土間コンクリート復旧工事及び本件土間コンクリート打ち作業等、同月22日から同月25日までの間に行われた雑仕上げ工事であって、いずれの作業もジャイアントブレーカーやハンドブレーカーを使用する作業ではないことが認められる。そうだとすると、上記①ないし③以外の作業に伴って、音、振動及び粉じんは、特段、発生しなかったと認められる。

この点、申請人は、被申請人らが、本件土間コンクリートの解体作業の後、本件工事が終了するまで、本件騒音等を発生させた旨の主張をし、これに沿う供述をするが、上記のとおり同月30日以降に行われた作業の内容やその作業で使用された工具からすると、この点について、申

請人の供述は直ちに措信することはできず、申請人の主張を採用することはできない。

- (エ) 以上からすると、本件工事においては、①本件受水槽基礎の解体作業で、本件工事における各作業の中で最大の騒音、振動及び粉じんが発生し、②本件土間コンクリートの解体作業で、上記①の作業に次いで、相当程度の騒音、振動及び粉じんが発生し、③本件受水槽の解体作業で、一定程度の騒音、振動及び粉じんが発生したほかは、これ以外の作業において、特段の騒音、振動及び粉じんは発生しなかったと認められる。

イ 侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況について

- (ア) 次に、①本件受水槽基礎の解体、②本件土間コンクリートの解体及び③本件受水槽の解体の各作業における本件騒音等の開始とその後の経過及び状況について検討すると、前記(2)ウ(イ)ないし(ケ)のとおり、①本件受水槽基礎の解体作業は、平成21年5月25日の1日で終了したこと、②本件土間コンクリートの解体作業は、同月26日から同月29日までの4日で終了したこと、③本件受水槽の解体作業は、同月19日及び同月20日の2日で終了したことが認められ、上記①ないし③の各作業を行った日においては、いずれも午前8時30分ころに作業が開始して午後5時ころに終了し、その時間中において1時間程度の昼休みと各15分から20分程度の2回の休憩時間には作業が中断していたこと、本件騒音等は作業中において断続的に発生し、絶え間なく発生していたのではないことが認められる。

- (イ) この点に関して、申請人は、被申請人らが、本件工事の案内文書に記載された工期の終期である平成21年6月13日を過ぎても本件工事を継続したほか、同年5月25日、同年6月20日及び同月23日において、同文書に記載された作業終了時刻である午後5時を過ぎても作業を継続した旨の主張をする。

しかしながら、前記(2)イ、同ウ(サ)のとおり、被申請人らは、本件工事の案内文書に記載した予定工期の終期である同月20日ころを過ぎて、同月25日まで本件工事を継続したことが認められるものの、前記ア(ウ)のとおり同年5月30日以降の作業内容や使用工具からすると、申請人が案内文書に記載された工期の終期であると主張する同年6月13日以降においては、申請人が同文書に記載された作業予定時刻を過ぎても作業を継続したと主張する同月20日及び同月23日を含めて、特段の騒音、振動及び粉じんが発生したとは認められない。

また、前記(2)ウ(ウ)のとおり、被申請人Bが、同年5月20日、午後5時を過ぎて、本件騒音等が発生した③本件受水槽の解体作業を継続したことが認められるものの、作業終了予定時刻を15分超過して作業をしていたにすぎないのであり、また、本件証拠を精査しても、その他の日において、終了予定時刻である午後5時を過ぎて、一定程度以上の本件騒音等が発生した①本件受水槽基礎の解体作業、②本件土間コンクリートの解体作業及び③本件受水槽の解体作業を行っていたことを的確に示す証拠はない。

(ウ) 以上からすると、本件工事における各作業の中で最大の騒音、振動及び粉じんが発生した①本件受水槽基礎の解体作業はわずか1日で終了し、相当程度の騒音、振動及び粉じんが発生した②本件土間コンクリートの解体作業は4日で終了し、申請人が最もうるさいと体感した騒音は、合計5日間に発生していたにすぎないと認められる。また、これらに、一定程度の騒音、振動及び粉じんが発生した③本件受水槽の解体作業を行った2日を含めても、一定程度以上の本件騒音等は、合計7日間に発生したにすぎず、しかも、絶え間なく発生していたものではなく、午前8時30分ころから午後5時ころまでの間の1時間30分程度の休憩時間を除く昼間の時間帯に、断続的に発生していたにすぎないと認められる。

ウ 被害防止に関する措置の有無及びその内容、効果について

(ア) さらに、被害防止に関する措置の有無及びその内容、効果について検討すると、まず、①本件受水槽基礎の解体作業について、被申請人Bは、前記(2)ウ(オ)のとおり、粉じんが飛散をするのを防ぐために散水したことのほか、本件受水槽の周囲に防音シートを張ったことが認められ、これらの措置により、同作業において、粉じんの発生又は飛散及び騒音の伝搬が一定程度抑制されたことが認められる。

(イ) 次に、②本件土間コンクリートの解体作業について、被申請人Bは、前記(2)ウ(ク)のとおり、平成21年5月28日における横浜市職員の指示に対して、同月29日までの同作業において、大きな塊のままコンクリートを搬出することとして、小割作業の回数及び音のする時間を減らすように作業したことが認められるのであり、本件騒音の発生は、上記措置を講じた後において一応低減したものと推認される。この点、申請人は、横浜市職員による指導にかかわらず、被申請人らは本件騒音等を発生させ続けた旨主張するが、コンクリートの解体作業を行う限りは、コンクリートを破壊する音やジャイアントブレーカーの稼働に伴う振動等が発生することを完全に抑制することはできないのであり、上記措置により、本件騒音等の発生について、継続時間及び発生頻度の点で一応の低減効果はあったものと認めるべきである。よって、この点についての申請人の主張を採用することはできない。

(ウ) そして、③本件受水槽の解体作業について、被申請人Bは、前記(2)ウ(イ)、同(ウ)のとおり、粉じんが飛散するのを防止するためのシートを張ったことが認められ、この措置により、同作業により発生した粉じんの飛散がある程度軽減されたことが認められる。

(エ) 以上からすると、被申請人Bは、一定程度以上の本件騒音等が発生した①本件受水槽基礎の解体、②本件土間コンクリートの解体及び③本件

受水槽の解体のいずれの作業においても、被害防止に関する措置を講じており、それについて一応の効果があつたものと認められる。

エ 被侵害利益の性質と内容及び工事を行った場所の地域環境について

- (ア) 前記争いのない事実等 2，前記(2)ア，同ウ(サ)，同エのとおり，申請人宅が，一定程度以上の本件騒音等が発生した①本件受水槽基礎の解体，②本件土間コンクリートの解体及び③本件受水槽の解体の各作業を行った場所のうち，最も申請人宅に近い本件土間コンクリートから 2.5 m の距離にあって，かなり近接していること，平静時において 40 dB 程度，交通量があるときにおいても 55 dB 程度の静かな住宅街の中にあること，申請人が，一定程度以上の本件騒音等が発生していたほとんどの時間，申請人宅に在宅していたこと，申請人が申請人宅で主に過ごす LDK 及び洋間がいずれも本件工事の現場に面していること，本件騒音により申請人宅における電話での会話に支障を来し，またテレビのボリュームを普段の設定よりも大きくしなければならなかったこと，本件振動により申請人宅のテレビ及び電灯の傘が揺れたこと，申請人宅の外に止めてあったスクーターのシートに本件粉じんが付着したことが認められる。

そうだとすると，申請人は，本件騒音等にさらされたことにより，一定程度の不快感や精神的苦痛を受けたことが認められる。

- (イ) この点，申請人は，本件騒音等により，頭痛，耳鳴り，吐き気，左腕のけいれんの症状が発生し，睡眠が妨害され，精神的不安定，ノイローゼ状態に陥ったり，申請人宅のシャッターを開けることができず日照が入らない被害を受けたほか，化粧品等の販売に関する業務の遂行に支障を来し，心身に大きな負担を感じた等主張し，上記健康被害が発生したことを示すものとして医師作成に係る診断書（甲 2）を提出する。

しかしながら，前記イのとおり，申請人が最もうるさいと体感した①

本件受水槽基礎の解体作業及び②本件土間コンクリートの解体作業による本件騒音等は、合計5日間の昼間の時間帯に断続的に発生していたにすぎず、これに③本件受水槽の解体作業を行った2日を含めても、一定程度以上の本件騒音等は、合計7日間の昼間の時間帯に断続的に発生したにすぎない。

また、前記(2)アのとおり、申請人宅内のLDK及び洋間の本件土間コンクリートに面する窓には、それぞれシャッター設備があり、申請人は、上記①ないし③の各作業を行っていた際、これらのシャッターを閉めることにより、ある程度、本件騒音が申請人宅内まで伝搬することが軽減されたものと推認される。なお、申請人は、通常的生活において、換気や掛け布団を干す時を除いて、本件土間コンクリートに面する窓のシャッターを下ろしていたことが認められるのであるから、本件騒音等と、シャッターを開けられないことにより日照が阻害されたとの被害との間に因果関係を認めることはできない。

これらの事実に照らすと、申請人が本件騒音等にさらされたことにより、一定程度の不快感や苦痛を受けたことまで認められるとしても、これを超えて、本件騒音等と、頭痛、耳鳴り、吐き気、左腕のけいれんなどの健康被害、上記各症状により化粧品等の販売に関する業務に支障を来したとの被害及び日照被害との間に、それぞれ因果関係を認めることはできない。

#### オ その他の事情について

このほか、申請人は、本件工事が民間企業の利益のための工事であったとか、被申請人らが慰謝料を巡る交渉において不誠実な対応をしたなどと主張するが、これらの事情は、本件騒音等による被害が違法な権利侵害ないし利益侵害になるか否かの判断において考察すべき事情ではない。

#### (4) 諸事情の総合的な考察について

以上のとおり検討した諸事情を総合的に考察すると、前記(3)ア、同エのとおり、①本件受水槽基礎の解体、②本件土間コンクリートの解体及び③本件受水槽解体の各作業において、一定程度以上の騒音、振動及び粉じんが発生していたことが認められ、これらにより、申請人が、一定程度の不快感や精神的苦痛を受けたことが認められる。しかしながら、同イ、同エのとおり、本件騒音等と、申請人における不快感や精神的苦痛を超える健康被害やその他の被害との間に因果関係は認められず、また、①本件受水槽基礎の解体作業はわずか1日、②本件土間コンクリートの解体作業は4日で終了し、申請人が最もうるさいと体感した騒音は合計5日間の昼間の時間帯に断続的に発生していたにすぎないというべきであり、これに③本件受水槽の解体作業を行った2日を含めても、一定程度以上の本件騒音等は、合計7日間の昼間の時間帯に断続的に発生したにすぎないというべきである。さらに、同ウのとおり、被申請人Bが、上記①ないし③の各作業において講じた被害防止のための措置に一応の効果があったことが認められる。これらの諸事情を総合的に考察すると、同ア(ア)のとおり、特定建設作業実施の届出遅滞の事実が認められることを考慮しても、申請人が本件騒音等により一定程度の不快感や精神的苦痛を受けたとの被害は、いまだ、一般社会生活上受忍すべき程度を超えているものとは認められない。

よって、本件騒音等による被害が違法な権利侵害ないし利益侵害になるものではなく、申請人のこの点についての主張には理由がなく、採用することができない。

## 2 結論

以上の次第で、その余の争点について判断するまでもなく、本件申請はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成22年4月5日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 堺 宣 道

裁定委員 磯 部 力

裁定委員 辻 通 明

別紙 省略